令和８年１１月１０日　　支担官第４５８号

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　廣瀬　和希
（公　印　省　略）

公　　告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

１．入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-K2-0029	防衛施設建設情報管理システム改修	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和９年１１月３０日

２．入札方式　　一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））対象案件）

３．入札日時　　令和８年１２月１０日(木)（１０：３０）

４．入札場所　　防衛省市ヶ谷庁舎Ｅ２棟３階入札室

５．参加資格　（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＣ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
（４）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（６）適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
（７）上記（３）の等級かかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年防衛庁訓令第１０８号）第１８条第４項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、　令和８年　１１月　２０日　（金）　１２：００　までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア　当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ　資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項　目	基　準	数　値
入札物品等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	３件以上 ２件 １件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	９人以上 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 ９～10人 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	6 5 4 3 2 1

注：１　特許には、海外で取得したものを含む。

２　技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ　ＳＢＩＲ制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ　株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式　会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ　国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）第２条第９項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第３に掲げるものをいう。）が同法第３４条の６第１項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ　国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ　グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（Ｊ－Ｓｔａｒｔｕｐ又はＪ－Ｓｔａｒｔｕｐ地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

６．入札方法　　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

７．入札保証金及び契約保証金　　免　除

８．入札の無効　　５の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

９．契約書作成の要否　　要

10．適用する契約条項　　役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11．その他
（１）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
（２）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
（３）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
（４）この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を
令和８年　１１月　２５日（水）　１２：００　までに提出しなければならない。
（５）入札に関する条件　仕様書3 b)～h)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.2 f)1)～3）に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること
（提出期限：令和８年　１１月 ２５日（水）　１２：００　必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
（６）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（https://www.p-portal.go.jp）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、 令和８年　１２月　８日　（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。

（７）落札者が、１０に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第２条第１項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

（８）入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801　東京都新宿区市谷本村町５－１　（庁舎Ａ棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間　９：３０～１８：１５（１２：００～１３：００までの間を除く）

<u>また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信</u>すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ib.dss.mod.go.jp

メール件名　　：「件名：○○○」　入札案内送信依頼

添付ファイル　：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係　柴崎　電話　03-3268-3111　内線20824

適合条件

1. 条件

契約相手方は，次の条件を満たしていること。

a) 品質保証について、業務を遂行する企業がＩＳＯ　９００１認証を取得していること。

b) 情報セキュリティについて、ＩＳＯ　２７００１認証を取得していること。

c) CAD等の図面作成機能を有するソフトウェア又はサービスについて、開発、製造又は販売実績を有すること。

d) 図面の生成、認識、照査又はBIM生成を行う数理モデルを活用したAI技術を有し、本業務と同種又は類似の実績を有すること。

e)契約相手方は、１０００名以上の利用者が利用するデータベース機能を有する情報システムの設計・開発を行った実績を過去３年以内に有すること。

2. 提出書類

１の条件を満たすことを客観的に示す資料として、以下、ア）とイ）に留意し、条件に合致する箇所をハッチングして提出すること。（その他の形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）なお、提出書類については虚偽がないものとする。

ア）資格の提出を求めているものについては、提出日時点で有効であることが確認できる資格証又は証明書の写しを添付すること。

イ）実績の提出を求めているものについては、契約書の写し添付すること。

ウ）d)については、イ）に加え、当該AI技術を有していること並びに実施内容がわかる資料を添付すること

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の１７時１５分までとする。

また，提出した証明書等について，官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果，当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

3. 提出部数

１部

4. 提出期限

令和８年１１月２５日（水）　１２００

仕様書			
件　名	**防衛施設建設情報管理システム改修**	作成年月日	令和８年１０月１日
		整備計画局 施設計画課 施設政策室	

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は、令和８年度に予定している防衛施設建設情報管理システムのモダン化及び機能向上改修に係る業務（以下「本業務」という。）について規定する。

1.2　用語の定義

この仕様書で用いる用語及び定義は日本産業規格（ＪＩＳ）によるほか、**表１**のとおりとする。

表１　用語の定義

番号	用語	定義
1	ＤＩＩ	防衛省・自衛隊のコンピューター・システム等を収容し、体系的に構築される超高速・大容量の共通ネットワークをいう。Defence Information Infrastructure（防衛情報通信基盤）の略字。
2	リスク管理枠組み	“Risk Management Framework”のことを指し、情報システムのセキュリティに対するリスクの管理を適切に行うための枠組みをいう。以下「**ＲＭＦ**」という。
3	防衛施設建設情報管理システム	防衛施設の現状や維持管理・更新等に関する情報を防衛省内統一的に運用し、メンテナンスサイクルの構築や維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するため、これらの情報を防衛省全体で共有できる情報基盤として整備したシステムをいい、①防衛施設電子納品保管管理サブシステム、②防衛施設維持管理サブシステム、③設計積算等データベースサブシステム、④工事監督官資料作成サブシステムの４つのサブシステムからなる。以下「**ＤＦＩＳ**」という。Defense Facilities Information management Systemの略字。
4	ガバメントクラウド	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等の政府方針に基づき、デジタル庁が提供する複数のクラウドサービスの利用環境をいう。
5	BIM	BIM（Building Information Modeling）とは、建築物の3次元モデルに、形状だけでなく材料・設備・数量・コスト・維持管理情報などの属性情報を持たせて管理する手法。
6	CIM	CIM（Construction Information Modeling）とは、道路、橋梁、トンネル、港湾、滑走路、上下水道などの土木構造物を3次元モデルと属性情報で管理する手法。

1.3　引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書の規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。なお、引用文書に定める項目が、この仕様書の内容と異なる場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

1.3.1　引用文書

法令等

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和８年２月３日変更閣議決定）

著作権法（昭和４５年法律第４８号）

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号。）

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第９２４８号。１９．９．２０）

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第９２４９号。１９．９．２０）（以下“**情報システム技術基準**”という。）

リスク管理枠組み（ＲＭＦ）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第１４５５０号。令和５年７月３日）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）（以下“**情報セキュリティ通達**”という。）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第３ 号。31.1.9）

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第 188 号。31.1.9）

ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第 807 号。令和３年１月２１日）

ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について（通知）（装管調第 808 号。令和３年１月２１日）

公用文作成の要領（昭和２７年４月４日内閣閣甲第１６号内閣官房長官依命通知）

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和３８年大蔵省令第５９号）

政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針（令和５年９月２９日デジタル社会推進会議幹事会決定）

デジタル・ガバメント標準ガイドライン（２０２３年（令和５年）３月３１日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）（以下「**標準ガイドライン**」という。

1.3.2　関連文書

a）法令等

知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（２０２６年（令和８年）２月３日）（以下「**標準ガイドライン解説書**」という。）

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（２０２３年（令和５年）３月３１日）（以下「**標準ガイドライン実践ガイドブック**」という。）

b) 規格

ＪＩＳ　Ｘ　０００１～ＪＩＳ　Ｘ　００３２　情報処理用語

ＪＩＳ　Ｘ　９４０１　クラウドコンピューティング

ＪＩＳ　Ｚ　８５２１　人とシステムとのインタラクション

ＪＩＳ　Ｑ　１５００１　個人情報保護マネジメントシステムー要求事項

ＩＳＯ　９００１　品質マネジメントシステムー要求事項

ＩＳＯ　２７００１　情報技術ーセキュリティ技術ー情報セキュリティマネジメントシステムー要求事項

ＮＩＳＴ　ＳＰ８００－５３　Ｒｅｖ．５　Security and Privacy Controls for Information Systems and Organizations

1.4　一般事項

a)　契約相手方は、本業務の履行にあたり、業務の意図及び目的を十分に理解した上で、本仕様書の各要件を満足させなければならない。

b)　契約相手方は、本業務の契約の履行に係る防衛省との連絡調整及び契約相手方が行う業務全般を統括する統括役務員を定め、防衛省に通知するものとする。

c)　契約相手方は、本業務で利用するパソコン等については、ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を最新に維持したものを利用することとし、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数の者と共有することを目的としたソフトウェア等をいう。）等の本業務遂行上必須ではないソフトをインストールしないこと。また、本業務の実施に関し、役務員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。なお、第三者を従事させる場合も同様とする。

d)　契約相手方は、パソコン等及び電磁的記録媒体については、本業務の契約の履行に必要であると防衛省が承認した場合を除き、利用及び持ち込みしてはならない。

e)　本業務の履行にあたり、「リスク管理枠組み（ＲＭＦ）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第１４５５０号。令和５年７月３日）」において要求される情報セキュリティ管理策を満足させること。

f)　本業務の履行にあたり、採用・利用するソフトウェアについては、その仕様や動作に何らかの疑義や問題が発生した場合に、その開発元に対して、問い合わせや不具合対応などのサポートが適宜かつ迅速に受けられるものとすること。

g)　本業務の履行にあたり、防衛省の既存環境を利用する場合、関係規則を遵守し、関係部署との調整を図ること。

h)　契約期間中に上記文書が改定された場合は最新の版を参照し、防衛省と協議の上、対応について決定すること。

2　本業務に関する要求

2.1　概要

2.1.1　調達の背景

平成２５年６月１４日に閣議決定された「日本再興戦略」において、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、国としての「インフラ長寿化基本計画（基本方針)」がとりまとめられ、この基本計画に基づき、防衛省におけるインフラ長寿命化対策を着実に推進するための方向性を明らかにするため、「防衛省インフラ長寿命化計画（行動計画)」を策定し、取り組みを推進することで維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図ることとした。

日本全国に存在する防衛施設の現状や維持管理・更新に関する情報を省内統一的に運用し、メンテナンスサイクルの構築や維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現するため、これらの情報を省全体で共有できる情報基盤として、ＤＦＩＳを整備し、令和３年１月より運用している。

2.1.2　目的

本システムにおいて、図面の利活用を自動化するよう仕組みを改修する。概算要求時の概略図面作成、図面に関する質問への回答、図面と仕様書・内訳書など周辺書類との整合確認、中長期保全計画を立案するデータ整備、図面から、BIM・CIM作成などを実施する。

2.1.3　期待する効果

a) 図面の生成

概算要求時に、建物の要求仕様から、AI を用いて図面を作成することにより、職員の業務効率化を期待する。

b) 図面の理解

図面を理解し、法令及び基準との整合確認、建設会社からの図面に関する質問への回答案作成、図面と仕様書、内訳書など、周辺書類との整合確認をAIが行うことにより、職員の業務効率化と精度向上を期待する。

c) 図面のデータ化

図面から、屋根や壁の面積をデータ化し、耐用年数との掛け合わせから、中長期保全計画を立案する。BIM、CIMのデータを作成するロジックを構築する。これらにより、従来外注していた作業をAIが行うことで、経費削減を期待する。

2.1.4　業務及びシステムの概要

ＤＦＩＳの概要は、**図１**による。

●電子納品保管管理業務

防衛省建設工事の電子成果品の登録・管理を行う。

●設計積算業務

各地方防衛局で実施した防衛施設に関する設計・積算等情報の登録・管理を行う。

●防衛施設維持管理業務

防衛施設の維持管理等に関する分析業務等を行う。

●工事監督官資料作成業務

防衛省建設工事の実施に必要な書類をシステム上で入力・帳票化を行う

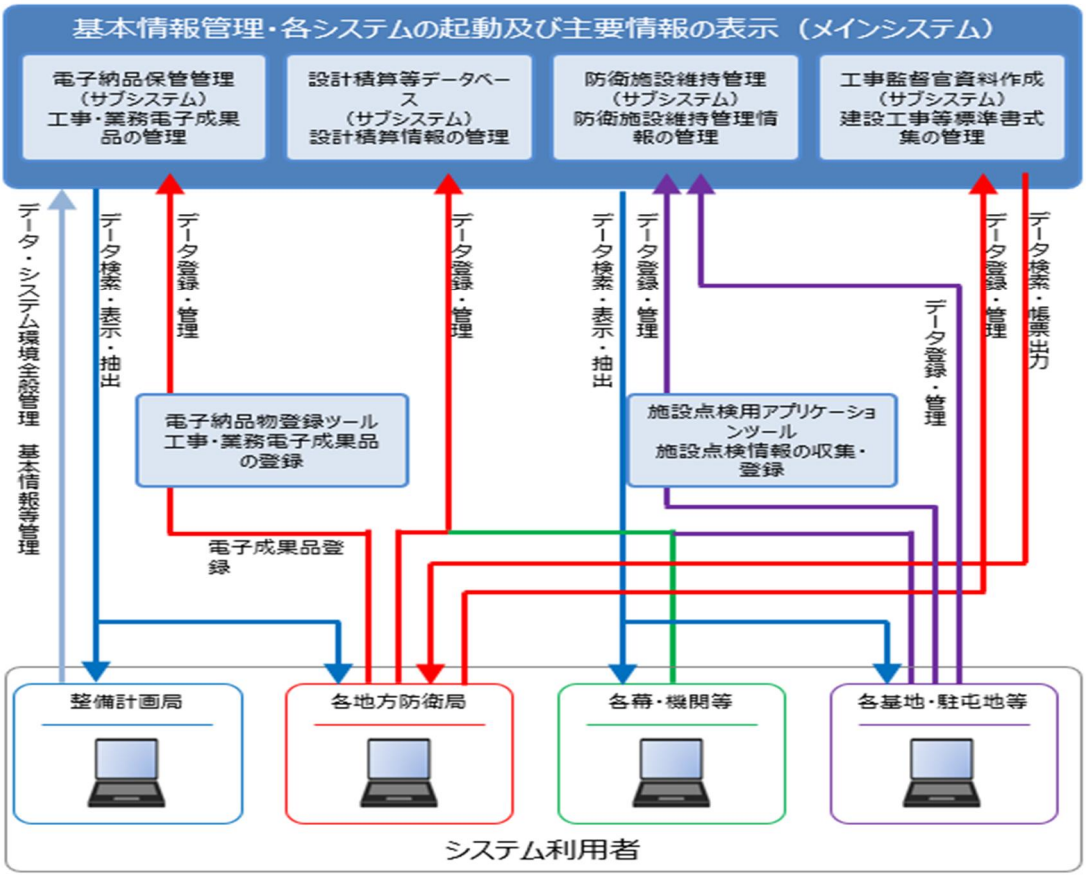


図１　業務及びシステムの概要

2.1.5　契約条件

契約期間は、契約締結日から令和９年１１月３０日までとする。

2.1.6　作業スケジュール

本業務に係る調達案件のスケジュールは**図２**による。

実施内容	令和8年度				令和9年度							
	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
要件定義	■			■			■			■		
開発		■			■			■			■	
テスト			■			■			■			■

図２　調達案件のスケジュール

2.1.7　プロジェクト体制

本業務のプロジェクト体制は**図３**による。なお、当該体制は代表的な関係者を示すものであり、その他関係者が必要となる場合は、都度、官側より提示する。

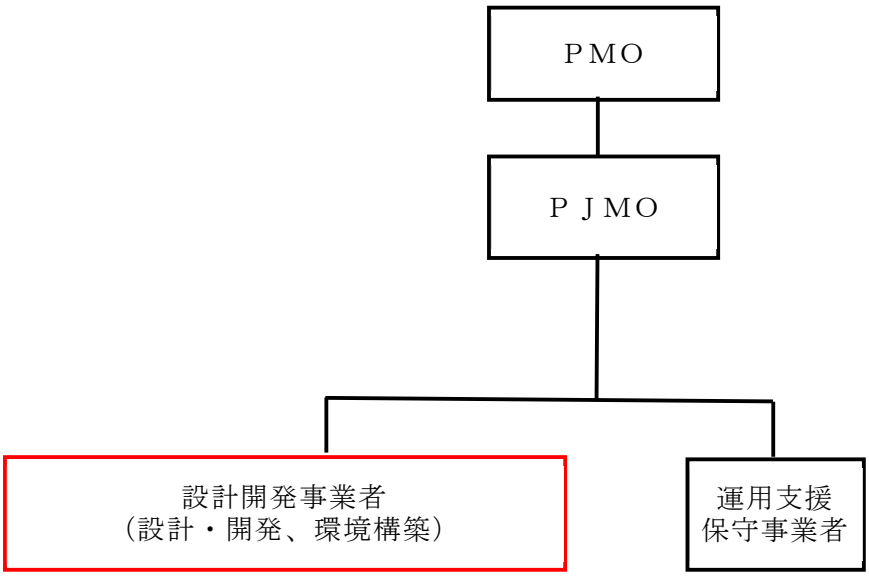


図３　プロジェクト体制図

本業務のプロジェクト体制の役割は**表２**による。

表２　プロジェクト体制の役割

分類	体制		役割
DFIS検討改修業務	ＰＭＯ		防衛省全体のプロジェクトの推進、執行管理等を行う。
	ＰJMO		本プロジェクトの推進、調達手続き等を行う。
	設計開発事業者	設計・開発	ＤＦＩＳの改修のための設計・開発を行う。
		環境構築	ＤＦＩＳの改修のための環境を構築する。
		データ整備	データの整備を行う。
	運用支援保守事業者		ＤＦＩＳのシステムの運用管理に係る作業の支援を行う。

2.2　役務の内容及び要件

2.2.1 要件定義及び技術検証

DFIS における図面及び積算関連業務の効率化を目的として、現行業務の調査、関係者へのヒアリング及び対象データの分析を実施し、AI 機能に係る要件定義を行うこと。また、2.2.2 AI 機能の開発に記載した機能について技術検証を実施し、業務効果、実現性、必要データ及び課題を整理すること。

2.2.2 AI 機能の開発

受注者は、要件定義及び技術検証の結果を踏まえ、官側と調整の上、以下に示す AI 機能を DFIS 上に実装すること。

なお、各機能は DFIS が保有する電子成果品、図面、設計図書等を活用し、利用者が画面上で結果確認、修正及び再実行できること。数理モデル図面生成 AI の技術を用いること。

- 図面生成支援機能

  建物条件、諸室条件及び面積要件等を基に、平面図案及びレイアウト案を自動生成する機能。
- 図面及び設計図書の整合確認支援機能

  図面、仕様書、数量内訳書等の整合性を確認し、不整合箇所を抽出する機能。
- 数量拾い及び積算支援機能

  図面データを解析し、面積及び数量の算出並びに積算資料作成を支援する機能。
- 質問回答案作成機能

  図面、設計図書及び基準類を検索し、質問に対する回答案及び根拠資料を提示する機能。
- BIM/CIM データ生成支援機能

  CAD 図面、PDF 図面等から BIM/CIM データを生成する機能。

2.2.3 DFIS 連携方式の設計構築

DFIS 内での利用を前提としたシステム構成とすること。

2.2.4 利用者試験及び改善

官側利用者による試験を実施し、操作性、処理速度、精度及び業務効果を評価すること。また、評価結果を踏まえ、必要な改善を実施すること。

2.2.5 情報セキュリティ

本業務の実施に当たり、防衛省の情報保証に関する訓令、情報システム技術基準、リスク管理枠組み（RMF）及びその他関連規則を遵守し、必要な情報セキュリティ対策を実施すること。

業務で取り扱う図面、仕様書、積算資料その他の情報について、適切なアクセス制御、ログ管理及び保護措置を講じること。

使用するデータについては、本業務以外の目的で利用しないこと。

2.3　提出物

2.3.1　提出物の範囲・納品期日等

提出物の範囲・納品期日等は**表３**による。

表３　提出物の範囲・納品期日等

番号	提出物	部数	納品期日	記事
1	作業員名簿	1部	契約締結後速やかに	
2	業務実施計画書	1部	契約締結後速やかに	
3	設計書	1部	システムの設置・調整の前まで	
4	議事録	1部	会議終了の都度、速やかに。	
5	操作マニュアル	1部	システムの設置・調整の前まで	
6	完了報告書	1部	完了時	

2.3.2　提出物の納入方法等

提出物の納入方法等は次による。

a) 提出物は、全て日本語で作成すること。ただし、英字で表記することが一般的な文言については、英字で表記することができるものとする。

b) 用字・用語・記述符号の表記については、公用文作成の要領に準拠すること。

c) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本工業規格（JIS）の規定に準拠すること。

d) 提出物は、電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R等）への格納を基準として、納品すること。納品媒体はウイルスチェックを実施した上で、追記不可の処置を施し提出するものとする。

e) 提出物の用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番を使用するものとし、必要に応じ、日本産業規格A列3番を使用できる。また、修正時等に差し替えが可能な編綴方式（バインダ方式等）とすること。

f) 電磁的記録媒体に格納する提出物ファイルは、Microsoft社製Office形式又はAdobe社製PDF形式で作成し、納品するものとする。なお、契約相手方は、防衛省の指示により、他の形式で作成し、納品することができる。

g) 納品後、防衛省による提出物の利用を可能とするように、図表等の元データも併せて納品すること。

h) 提出物の作成に当たって、特別なツールを使用する必要がある場合は、事前に防衛省の確認を得ること。

i) 納品過程において、第三者による提出物の不正使用又は改ざん等を防止し、情報セキュリティを確保した安全な納品方法をとること。
j) 提出物の納品に際し、防衛省から別途様式が提示された場合は、その指示に従うこと。

3 業務実施体制

契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。また、業務従事者は、本業務を実施する上で、次に示す資格又は能力等を有すること。契約相手方は、業務従事者の資格又は能力を証明する書面等を提出すること。提出にあたり、資格については、それを証明する書面（認定書等）の写し、能力については、経験から能力を有することを説明できる資料（システム経歴書等）を提出すること。

a) 本業務を実施するための体制は、プロジェクト管理者及び技術者による業務従事者によって構成するものとする。プロジェクト管理者は、プロジェクトを運営し、防衛省との調整を行う役割として、１名を置くこと。技術者は業務の技術的支援の実務を行う役割として、１名以上を置くものとする。

b) 本業務のプロジェクト管理者は、次のいずれかの資格又は同等の能力（官公庁のプロジェクト経験５年以上）を有すること。

1) ＰＭＰ“プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル”
2) 情報処理技術者試験“プロジェクトマネージャー”

c) 技術者のうち１名は、次のいずれかの資格を有すること。

1) 米国ＩＳＡＣＡ“ＣＩＳＡ（公認情報システム監査人)”
2) 情報処理推進機構“システム監査技術者”
3) 米国ＩＳＣ２“ＣＩＳＳＰ（公認情報システムセキュリティプロフェッショナル)”
4) 情報処理推進機構“情報処理安全確保支援士”

d) 業務従事者のうち１名は、過去５年以内に防衛省・自衛隊の情報システムの調達に関する業務に従事した実績を有すること。

e) 技術者のうち1名は、次の資格を有すること。

AWS Solution Architect Professional

f) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること

g) 上記 f)の業務従事者が、前記に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力）、文化的背景(国籍等）、業績等を有すること。

h) 上記 g)の業務従事者が、他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

3.1 業務従事者名簿の提出

本業務を実施するにあたり、業務従事者名簿を契約後速やかに作成すること。

3.2　業務従事者変更の届出

業務従事者に異動、退職、長期休暇等が生じ、業務従事者の追加、変更等が必要となった場合には、十分な時間的余裕をもって業務従事者名簿を作成し、支出負担行為担当官補助者に提出すること。

3.3　業務場所及び業務時間

業務を実施する場所については、契約相手方の責において用意すること。

4　情報の保全

4.1　個人情報及び保護情報

a) 契約相手方は、防衛省から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、**個人情報の保護に関する法律**に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。

b) 契約相手方は、本業務の実施に伴い知り得た保護情報の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**に基づき、保護すべき情報（以下「保護情報」という。）を適切に管理するものとし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。また、保護情報は、省内実施場所でのみ取り扱うものとし、持ち出す場合は必要な措置、手続きを講ずるものとする。

c) 契約相手方は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**別添「情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に基づき、サプライチェーン・リスク対応を実施すること。

d) a)項からc)項のほか、官は契約相手方に対し、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な範囲で、秘密を適正に取り扱うための措置を採るべきことを指示することができるものとする。

e) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると防衛省が承認した場合を除き、情報を役務事務所以外の省外に持ち出してはならない。

f) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると防衛省が承認した場合を除き、外部から省内実施場所へデータを持込んではならない。

g) 本業務の実施において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を防衛省に報告すること。

h) 本業務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況について、防衛省から実績の報告を求めた場合には、速やかに提出すること。

i) 本業務の実施において、契約相手方における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、契約相手方は防衛省の求めに応じ、協議を行い、必要な対策を講じること。

j) 本役務の実施に当たり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、本システムについて、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得たソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

4.2　秘密保全

a) 官房長等又はその指定した者が定める立入禁止の掲示がある場所及び部隊等の長が定める立入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る技術員等は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達又は、官房長等又はその指定した者が定める手続に従い、立ち入りを許可された者でなければならない。

b) 契約相手方は、防衛省から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に防衛省へ返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、当該業務終了前までに消去又は廃棄して、速やかにその旨を書面で報告すること。

c) 本契約に係る情報及び情報システム以外の防衛省が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。

d) 立入禁止場所等への携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては、防衛省と協議の上、その指示に従うこと。

e) 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると防衛省が認めた場合は、防衛省の求めに応じ協議を行い、防衛省と合意の上で、改善を図ること。

f) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第２項第１号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく防衛省に通知するものとする。

1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第５項第４号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制

2) 防衛省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

3) 防衛省が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

g) 契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いにあたっては、「**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**」に基づき、適切に管理する。保護すべき情報は、**表４**のとおりとする。

表４　保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細
1	ネットワーク、システムに関する情報	（１）ユーザ情報 （２）構成図（IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。） ア　システム構成図 イ　ハードウェア構成図 ウ　ソフトウェア構成図 エ　ネットワーク構成図
2	セキュリティ仕様に関する情報	（１）ファイアウォール設定 （２）セキュリティパッチ適用状況
3	設置場所等の施設情報	端末等機器配置図及びネットワーク配線図（設置部隊及び数量含む）

5　提出書類の取扱い

5.1　知的財産権の帰属

5.1.1　著作権

a)　契約相手方は、本業務の提出文書に関し、著作権法第２７条及び第２８条を含む著作権の全てを防衛省に無償で譲渡するものとする。

b)　提出文書に関する著作権は、防衛省に帰属するものとする。また、契約相手方は、防衛省が承認した場合を除き、提出文書に関する著作者人格権を行使しないものとする。

c)　上記a)項及びb)項に関わらず、提出文書に契約相手方が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方に帰属する。

d)　提出文書に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

e)　c)項及びd)項において、防衛省は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。

f)　本業務の提出文書等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、防衛省は当該紛争の事実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。

5.1.2　権利義務の帰属等

a)　本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、契約相手方は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。

b)　契約相手方は、本業務の実施状況を第三者に提供し、又は公表しようとする場合は、あらかじめ、防衛省の承認を受けなければならない。

c)　省内実施場所で生成した情報は、防衛省の所有に属するものとする。

5.2　契約不適合責任

契約不適合責任については、契約書に記載のとおりとする。

5.3　検収

契約相手方は、提出物等について、提出期日までに提出物内容を防衛省に説明し、検収を受けること。

検収の結果、提出物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について官側の確認を得て、防衛省の指定する日時までに再提出すること。

6　入札参加資格等

入札参加資格等は、次による。

6.1　契約相手方の条件

契約相手方は、次に示す認証を有すること。なお、契約相手方は、認証取得を証明する書面（認定証等）の写しを提出するものとする。

a) 品質保証について、業務を遂行する企業が**ＩＳＯ　９００１**認証を取得していること。

b) 情報セキュリティについて、**ＩＳＯ　２７００１**認証を取得していること。

c) 契約の相手方は，契約締結後，装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達）に示す保護すべき情報を取扱う時までに，防衛省から調達における情報セキュリティ基準の適合を取得すること。

d) CAD等の図面作成機能を有するソフトウェア又はサービスについて、開発、製造又は販売実績を有すること。

e) 図面の生成、認識、照査又はBIM生成を行う数理モデルを活用したAI技術を有し、本業務と同種又は類似の実績を有すること。

6.2 受注実績

契約相手方は、１０００名以上の利用者が利用するデータベース機能を有する情報システムの設計・開発を行った実績を過去３年以内に有すること。

7　再委託

a) 契約相手方は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。

b) 契約相手方は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、防衛省の承認を受けなければならない。

c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、防衛省の承認を受けなければならない。

d) 契約相手方は、b)項又はc)項により再委託を行う場合には、契約相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し「**4　情報の保全**」に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。

e) b)項又はc)項に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。

f) 契約相手方は、本業務の契約の履行にあたり、第三者を従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

8 資料の貸与等

資料の貸与は、次による。

a) 契約相手方は、防衛省と調整することにより、**表５**及び防衛省が本業務の実施に必要と認めた資料の貸与を無償で受けることができる。

表５ 貸与資料

番号	名称	秘密区分	媒体	数量	貸付期限	貸付・返却場所
1	防衛施設建設情報管理システム操作マニュアル及び設計書	－	電子媒体	１部	契約締結後～契約終了日	防衛省
2	防衛施設建設工事関係訓令通達集（工事関係集）	－	電子媒体	１部	契約締結後～契約終了日	防衛省
3	防衛施設建設工事関係訓令通達集（契約関係集）	－	電子媒体	１部	契約締結後～契約終了日	防衛省

b) 契約相手方は、防衛省が保有する資料の貸与を受ける場合は、善良なる管理者の注意をもって取扱うこととし、法令及び関連規則等に従い、防衛省が指定する条件を遵守すること。

c) 契約相手方は、本業務期間満了までに、防衛省から貸与された資料を返却すること。

9 官側の支援

契約相手方は、本業務の契約の履行に当たって必要な場合は、契約担当官等を通じて、防衛省が認める範囲内において、次に示す官側の支援を無償で得ることができる。

a) 国有財産の使用

契約相手方は、本業務の遂行に伴い、次の施設、設備等を適切な管理の下、必要な範囲で、無償で使用することができる。

1) 業務に必要な電気設備、水道設備
2) 防衛省内における施設
3) 防衛省の保有する器材
4) 防衛省内の回線
5) その他防衛省が認める施設、設備等

b) 国有財産の使用制限

国有財産の使用制限は、次による。

1) 契約相手方は、a)項の国有財産について、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
2) 契約相手方は、あらかじめ防衛省と協議した上で、防衛省の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
3) 契約相手方は、上項1)で設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに必要な原状回復を行う。
4) 契約相手方は、既存の建築物、工作物等に汚損、損傷（機器の故障等を含む。以下同じ。）等を与えないよう十分に注意し、損傷が生じるおそれがある場合は、養生を行うものとする。損傷が生じた場合は、契約相手方の責任と負担において速やかに復旧しなければならない。

10 立入禁止場所等への立入提出資料等

契約相手方は、この契約の履行にあたり、立ち入り禁止区域への立入が必要な場合には、防衛省が定める規則等に従い、事前に立入申請を行うこと。

11 仕様書の疑義

この仕様書において疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等と協議すること。

別記様式第２（第３項関係）

情報セキュリティ指定書	発　簡　番　号	官会物管第　　号
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和８年１０月１日
	作　成　部　課	整備計画局施設計画課
	作　成　年　月	令和８年１０月１日
品　名	防衛施設建設情報管理システム改修	
仕様書番号		

１　保護すべき情報として指定する理由（注）

本調達で取り扱うシステム構成図、ネットワーク構成図、IP アドレス情報、セキュリティ設定情報及び端末配置情報等が漏えいした場合、防衛省情報システムへの不正アクセス等を容易にし、防衛省の業務遂行及び情報システムの安全な運用に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、これらの情報を保護すべき情報として指定するものである。

２　保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
・ネットワーク、システムに関する情報	（１）ユーザ情報 （２）構成図（IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。） ア　システム構成図 イ　ハードウェア構成図 ウ　ソフトウェア構成図 エ　ネットワーク構成図	・官側との調整時、提出書類の作成時に明らかに又は類推される場合は保護の対象とする ・検討中資料において、官から提供された保護すべき情報が類推できるものについては、保護すべき情報としての取扱いが必要 ・企業において作成する情報から、官から提供された「保護すべき情報」が類推できる場合は、その作成された情報は、保護すべき情報となることに留意する。	
セキュリティ仕様に関する情報	（１）ファイアウォール設定 （２）セキュリティパッチ適用状況		
設置場所等の施設情報	端末等機器配置図及びネットワーク配線図（設置部隊及び数量含む）		

３　特記事項

なし